

○ 企業内容等の開示に関する留意事項について（企業内容等開示ガイドライン）（平成 11 年 4 月大蔵省金融企画局）

改 正 案	現 行
<p>5-11 開示府令第二号様式記載上の注意(24)の規定により、「株価、株価収益率（以下5-11において「PER」という。）及び株式売買高の推移」及び「法第27条の23第1項、第27条の25第1項及び第3項の規定による書類（以下「大量保有報告書等」という。）の提出状況」を記載する場合には、それぞれ次の事項を記載するものとする。</p> <p>①・② （略）</p>	<p>5-11 開示府令第二号様式記載上の注意(24)の規定により、「株価、株価収益率（以下5-11において「PER」という。）及び株式売買高の推移」及び「法第27条の23第1項、第27条の25第1項及び第4項の規定による書類（以下「大量保有報告書等」という。）の提出状況」を記載する場合には、それぞれ次の事項を記載するものとする。</p> <p>①・② （略）</p>
<p>5-12-2 <u>連結財務諸表規則第2条第43号及び財務諸表等規則第8条第51項に規定する遡及適用、連結財務諸表規則第2条第44号に規定する連結財務諸表の組替え及び財務諸表等規則第8条第52項に規定する財務諸表の組替え、連結財務諸表規則第2条第45号及び財務諸表等規則第2条第53項に規定する修正再表示並びに財務諸表等規則第8条第27項に規定する企業結合に係る暫定的な会計処理の確定（以下5-12-2において「遡及適用等」という。）を行った場合は、開示府令第二号様式記載上の注意(25)の規定による最近5連結会計年度及び最近5事業年度に係る主要な経営指標等の推移の記載において、最近連結会計年度の直前連結会計年度及び最近事業年度の直前事業年度に係る主要な経営指標等（開示府令第二号様式における記載事項のうち、これらの主要な経営指標等に関連する情報を含む。以下5-12-2において同じ。）について、<u>当該遡及適用等の内容を反映しなければならない</u>ことに留意する。なお、当該直前連結会計年度の前連結会計年度及び当該直前事業年度の前事業年度の主要な経営指標等について遡及適用等<u>の内容を反映</u>することは可能であることに留意する。</u></p> <p>ただし、遡及適用等<u>の内容を反映</u>した場合には、その旨を注記しなければ</p>	<p>5-12-2 開示府令第二号様式記載上の注意(25)の規定による最近5連結会計年度及び最近5事業年度に係る主要な経営指標等の推移の記載において、<u>連結財務諸表規則第2条第43号及び財務諸表等規則第8条第51項の規定による遡及適用、連結財務諸表規則第2条第44号の規定による連結財務諸表の組替え及び財務諸表等規則第8条第52項の規定による財務諸表の組替え並びに連結財務諸表規則第2条第45号及び財務諸表等規則第2条第53項の規定による修正再表示（以下5-12-2において「遡及適用等」という。）は、最近連結会計年度の直前連結会計年度及び最近事業年度の直前事業年度に係る主要な経営指標等（開示府令第二号様式における記載事項のうち、これらの主要な経営指標等に関連する情報を含む。以下5-12-2において同じ。）について行わなければならない</u>ことに留意する。なお、当該直前連結会計年度の前連結会計年度及び当該直前事業年度の前事業年度の主要な経営指標等について遡及適用等<u>を行う</u>ことは可能であることに留意する。</p> <p>ただし、遡及適用等<u>を行った</u>場合には、その旨を注記しなければならない。</p> <p>開示府令第二号の四様式から第二号の七様式までの「主要な経営指標等</p>

ばならない。

開示府令第二号の四様式から第二号の七様式までの「主要な経営指標等の推移」の記載についても同様とする。

(削る)

(新株予約権無償割当てにおける目論見書の交付について)

15-5 (略)

(四半期情報において遡及適用等を行った場合の注記)

5-21-2 開示府令第二号様式記載上の注意(66)c及びdの規定による最近連結会計年度における各四半期連結累計期間及び最近連結会計年度に係る同様式記載上の注意(66)cの(a)から(g)までに掲げる項目及びdに規定するcの(d)に掲げる項目の金額又は同様式記載上の注意(74)d及びeの規定による最近事業年度における各四半期累計期間及び最近事業年度に係る同様式記載上の注意(74)dの(a)から(g)までに掲げる項目及びeに規定するdの(d)に掲げる項目の金額の記載において、最近連結会計年度の最初の四半期連結累計期間の次の四半期連結累計期間以後の四半期連結累計期間又は最近事業年度の最初の四半期累計期間の次の四半期累計期間以後の四半期累計期間において四半期連結財務諸表規則第2条第44号若しくは四半期財務諸表等規則第3条第39号に規定する遡及適用、四半期連結財務諸表規則第2条第45号若しくは四半期財務諸表等規則第3条第

の推移」の記載についても同様とする。

(発行価格等に係る情報の提供方法)

15-5 開示府令第14条の2第1項第3号に規定する「他の方法により当該事項に係る情報を取得した旨」とは、例えば、書面の交付若しくは説明、ファクシミリ装置による通信、電子メールによる送信、口頭による説明、電話による音声案内等の方法により、当該事項に係る情報を取得した旨をいうものとする。

(新株予約権無償割当てにおける目論見書の交付について)

15-6 (略)

(四半期情報において遡及適用等を行った場合の注記)

5-21-2 開示府令第二号様式記載上の注意(66)c及びdの規定による最近連結会計年度における各四半期連結累計期間及び最近連結会計年度に係る同様式記載上の注意(66)cの(a)から(g)までに掲げる項目及びdに規定するcの(d)に掲げる項目の金額又は同様式記載上の注意(74)d及びeの規定による最近事業年度における各四半期累計期間及び最近事業年度に係る同様式記載上の注意(74)dの(a)から(g)までに掲げる項目及びeに規定するdの(d)に掲げる項目 (以下5-21-2において「四半期情報項目」という。)の金額の記載において、最近連結会計年度の最初の四半期連結累計期間の次の四半期連結累計期間以後の四半期連結累計期間又は最近事業年度の最初の四半期累計期間の次の四半期累計期間以後の四半期累計期間において四半期連結財務諸表規則第2条第44号若しくは四半期財務諸表等規則第3条第39号に規定する遡及適用、四半期連結財務諸表規

40 号に規定する修正再表示又は四半期連結財務諸表規則第 2 条第 23 号若しくは四半期財務諸表等規則第 3 条第 18 号に規定する企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行った場合には、その旨を注記しなければならない。

則第 2 条第 45 号若しくは四半期財務諸表等規則第 3 条第 40 号に規定する修正再表示又は四半期連結財務諸表規則第 20 条第 3 項若しくは四半期財務諸表等規則第 15 条第 3 項に規定する暫定的な会計処理の確定を行った場合には、その旨を注記しなければならない。